

# 全国



# 第2075号

ぜんこくしぎかいじゅんぱう

# 市議会旬報

平成31年 2月15日  
(2019年)

毎月3回5の日に発行  
発行 全国市議会議長会

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-4-2  
代表 TEL 03(3262)5234  
旬報 TEL 03(3262)2309  
発行人 滝本 純生  
<http://www.si-gichokai.jp>

## 議会事務局職員研修会 66回目 655人が参加 本会

本会は1月23、24の両日、東京・大田区産業プラザで第66回全国市議会事務局職員研修会を開催した。全国の市区議会から655人の事務局職員が参加し、1日目は総務省自治行政局の森源二行政課長が「地方行政をめぐる最近の動向について」、元掛川市議会事務局調整官の廣畑雅己氏が「職員OBの知見で議員活動を支援」、本会調査広報部の篠田光洋副部長が「議会運営について」と題して講演。2日目は南さつま市議会事務局庶務調査係長の相星幸滋氏が「会議録音声識別システムの活用について」、日本速記協会理事の山崎恵喜氏が「会議録作成上の留意点〜一筋縄ではないかない発言の文章化〜」

と題して講演した。研修会の講演議事録は3月末に全市発送する。次回研修会は来年1月30、31両日に同会場で開催の予定。

### 自治体発展へ尽力を



森行政課長

い課題の対応で、ご苦労が絶えないと思うが、自治体に公人として奉職された初心に常に立ち返り、それぞれの自治体の発展のために、ご尽力いただければと思う。総務省としても皆さんと一緒に考えていきたい」と結んだ。

### 職員OBが議員活動支援



廣畑氏

1チがあったこと。26年度定年退職職員が多く、制度としてあったものの運用してこなかった再任用職員制度をスタートさせようという当局サイドの思いが一致した。調整官の主な業務は、▽議員からの相談対応▽調査資料の提供(全国紙・地方紙の記事切り抜き閲覧提供、事務局購読の雑誌目次スキャン・ストック)▽事務局職員の支援(繁忙期の会議録作成など)。具体的には、受託調査として議員からの議会活動における調査依頼に対して情報を収集し報告。最初の2年間はネット検索が不得意な議員が結構おり、調査依頼が多かった。庁内各課への調査依頼もあり、議員からの調査は職員サイドからは一般質問につながる恐れから身構える傾向にあり、調整官から趣旨、内容をかみ砕いて依頼することでハードルが下がるという。



研修会の模様

「職員OBの知見で議員活動を支援」、本会調査広報部の篠田光洋副部長が「議会運営について」と題して講演。2日目は南さつま市議会事務局庶務調査係長の相星幸滋氏が「会議録音声識別システムの活用について」、日本速記協会理事の山崎恵喜氏が「会議録作成上の留意点〜一筋縄ではないかない発言の文章化〜」

総務省の森行政課長は、▽第32次地方制度調査会の審議状況など地方行政をめぐる議論▽地方議会の自主的取り組み、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律など地方議会制度▽内部統制制度の導入、監査制度の充実強化など地方自治法改正について説明。「事務局の皆さん、新し

廣畑氏は、掛川市で総務課長、環境経済部長、再任用で27〜29年度の3年間、議会事務局調整官として行った議員活動支援について話した。きっかけは、25年4月の市議選で24人中10人の新人議員が誕生し、議会サイドから新人議員の教育係を置いてほしいとのアプロ

う。会派、個人の先進地視察の支援も行い、候補地選定、当該自治体への視察依頼、旅行社との調整をする。議員からの相談は、「予算案策定過程など行政の流れを教える」「予算書・決算書の読み方など担当課に聞きにくいので教えて」など。一般質問の流れはこれまで、①議員が個人で調査。各課での調査および必要に応じ事務局職員に調査事項のみを依頼②議員が一般質問を独自に組み立て③議員が一般質問通告

【2面へ続く】

【1面から続く】

要旨を作成し事務局へ提出④事務局では局長、主幹が議員にヒアリングし、事実確認や文字の校正をしながら受け付けというもの。調整官設置後は個別の要望から政策レベルに上げるアドバイスをし、組み立てるようになった。議員が一般質問の主旨を調整官に相談し、議員と調整官が話し合いながら構成・組み立てを検討。新たな主旨に基づき議員が再調査するなどして議員と調整官が話し合いながら作成する。

ずとわかってくる。できるだけ議員の意向を尊重することにも気を配り、質問文は話をして自分で考えてもらう。当局には一般質問の項目の情報を提供し、早めの対応をしてもらったという。廣畑氏は調整官の仕組みについて、「市長と議員の関係が良かったからできた」とした上で、▽部長や課長に調査依頼をするため、部長経験者でないとし、部長は庁議に出席しているので市政全般を理解している▽一般の議会事務局職員と違い、もう一步議員個人との関係性が深く、職員からは煙たがられる可能性もあるため、自分のような再任用職員は適当と指摘。施策をしっかりと勉強して早く一人前の議員になってもらい、いい質問をしていい施策が展開できれば。議員や職員からは助かっているとの声があるように、それなりの仕

事はさせてもらったかなと思う」と述べた。

委員会の制度と運営解説



篠田本会副部長

本会の篠田副部長は、委員会の制度と運営の基本的事項について「Q&A」を交えながら解説。このうち、常任委員会と特別委員会の関係では、「所管の競合」を説明した。常任委の所管事項の一部を特別委に付託、移管した場合、「引っこ抜いて移すので、理論上、所管の競合はあり得ないが、実務上は所管の競合が起こりがち」とした上で、解決策として「議会運営委員会でもここまでは常任委、ここからは特別委と交通整理する対応をとってもらえれば」と話

した。一方、議運委の所管事項を特別委に付託することはできない中で、起こりがちな事例として「設置した議会改革特別委でいろいろ検討している、法律上、議運委の所管である委員会条例の改正の方向性を特別委でまとめたい、理論上あり得ない所管の競合が発生してしまう」ケースを紹介。この特別委では委員会条例改正案の審査はできず、実務上の解決策として議運のメンバーを特別委のメンバーにして

おき、議運に引き継げる対応をとることを示した。委員会の定数については「議運委の定数を〇人以上と定めることができると紹介し、「これはできない。やるべきではない」とキッパリ。定数とは文字通り定まった数で、明確に規定すべきであることが行政実例（昭和31年9月28日）で示さ

れているほか、実務上も定足数が不明確になる大問題が生じる恐れがあると説明した。平成18年の地方自治法改正で大きく変わった「委員の選任」は、議会事務局からの照会が多く、時間をかけて説明。改正は、1人1常任委の所属制限が廃止されたほか、閉会中の委員の選任や所属変更が議長権限となった。この改正時の総務省通知で、「開会中においても、条例の定めるところにより、委員の選任を議長の指名により行い、また、その辞任・所属の変更を議長の許可によって行うことも差し支えないこととする」と解釈が変更された。これを受け、18年の標準市議会委員会条例の改正で、「委員は、議長が会議にはかって指名する」との規定から変更し、総務省解釈を採用して議長職権で指名できるようにした。

現行規定は24年改正で、委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法など法律で定めた事項が条例に委任されている。ただ、自治体の対応は、▽閉会中の委員の選任という例外的なことを法改正で行いながら、それよりはるかに大きな影響のある開会中の委員の差し替えを解釈で認知するのはいささか均衡を欠いており、法改正事項である閉会中のみ議長が選任できるような委員会条例を改正したところ▽総務省解釈を採用し、委員会条例で規定すれば開会中でも議長権限で委員選任を行えるところというように分かれた。「改正から10年以上経っており、経緯を知る方が少なくなる中で、委員の選任事由が生じたが、本会議の予定がなく、どうすればよいかといった問い合わせがある。それぞれの市の委

【3面へ続く】

【2面から続く】

員会条例の委員の選任規定を今一度お確かめください」と述べた。委員は1常任委から複数所属が可能になり、1人1常任委にせよ例外があり、「議長は中立性を確保する観点から、条例の規定で常任委に所属しないことや委員を辞退することができるとした。よくある照会の「委員の選任は議長権限となっているが、本会議場で指名するのか。閉会中はどうするのか」には「本会議場で指名する必要はなく、議長室で指名し、後日本会議で報告することが考えられ、閉会中も同様。議長室はあくまで一例で、具体的には議長が決裁するということになる」と説明。

「議長は委員の選任事由が生じたとき、『速やかに』選任すると規定されているが、今の定例会中ではなく、次の定例会の冒頭で選任することは可能か」に対しては「速やかに』とはできるだけ早くという意味で、次の定例会まで選任しないのは、その趣旨に反すると解される」とした。

委員でない議員が審査・調査中の案件で委員会に出席できる委員外議員制度では、議長、副議長の委員会出席について解説。議長は地方自治法で委員会に出席し、発言できると規定されているが、「公平中立性が求められる立場なので、委員会の審査に立ち入るような発言は控えることが適当」とした。よく照会があるとして触れたのが「議長と副議長は議運委に出席しているが、副議長が出席する法的根拠は」。これには「副議長は議長に事故がない限りは他の議員と同じ地位」としながらも、「実態面では議長と副議長は一体となって議会を運営するので、議長に事故がなくても副議長は議運に出席している。法的には副議長は委員外議員の手続きをとる必要がある。そのためには一般選挙後の初めての議運で、副議長を常時委員外議員として出席を求め、旨を諮って可決しておく必要がある」と説明。「この手続きをとらずに先例・慣例で副議長の出席を認めている場合があるが、これは法的根拠がなく出席していることになる」と注意喚起した。

長は議運に出席している。法的には副議長は委員外議員の手続きをとる必要がある。そのためには一般選挙後の初めての議運で、副議長を常時委員外議員として出席を求め、旨を諮って可決しておく必要がある」と説明。「この手続きをとらずに先例・慣例で副議長の出席を認めている場合があるが、これは法的根拠がなく出席していることになる」と注意喚起した。

「派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得ることが必要。委員会が活動能力を有する会期中が原則だが、閉会中の継続審査・調査事件を持つ委員会はその審査・調査に限り、閉会中の委員派遣が可能となる。一般的に委員派遣は閉会中の先進自治体への視察が多く、閉会中継続審査と委員派遣はセ

ットなのが実態」と説明。議運の委員派遣に正副議長が同行する場合、「議長については地方自治法に基づく議会代表権の行使として出張する。副議長は単なる一議員の立場なので、議員派遣の手続きをとる必要がある」とした。よくある「常任委員会ごとに市内の公共施設などで各種団体との意見交換会を実施する場合に委員派遣の手続きが必要か」という照会には、「派遣手続きが必要。委員派遣は市内、市外は関係ない。委員派遣は正規の議会活動で公務扱い。広報常任委員会が市内に取材に行く場合も委員派遣の手続きが必要。議会基本条例に規定したことをもって公務になるかと言ったら、そうではない。市内とはいえ、議場の外に赴くわけだから、委員派遣の手続きをとってもええれば何の問題もない」と説明した。

音声識別システムで効果



相星氏

南さつま市議会事務局の相星庶務調査係長は、会議録音声識別システムの導入経緯、利用状況、導入効果、課題・問題点を話した。従来、会議録は本会議が全文筆記、委員会は全文筆記に近い要点筆記で実施し、本会議の分はテープ起こしを業者に委託（年間約200万円）、委員会分は事務局でカセットテープを基に反訳していた。委員会会議録は委員長報告作成のため早く仕上げる必要から事務局職員に負担増になっており、職員の負担軽減と時間短縮のため音声認識システムの導入を検討。緊急経済対策事業（きめ細かな公共施設整備事業）を活用して導入することにし、2社によるデモを実施後、製品指定した。事業費は735万円で、音声録音認識ソフトがノートパソコン1台、認識結果編集ソフトが同3台、言語モデル／辞書カスタマイズ1式、本会議場・委員会室追加音響設備1式。保守委託は63万円（平成23、24年度のみ実施）。

システムは22年度から利用を始め、委員会は6月議会から、本会議は3月議会から行った。利用は本会議、各委員会、全員協議会、議員連絡会、議会報告会で1定例会28時間程度。23、24年度は全会議の反訳を事務局で実施。25年度から本会議（初日と最終は除く）は業者委託（会議1時間当たり1万8000円）。29年度実績は年間46・5時間間で50万2200円。

【4面へ続く】

【3面から続く】

システムの認識精度は高いとき9割で、委員会では認識率が若干下がる。はっきり・ゆっくり話す、滑舌が良い人は認識率が高く、そうでない人やマイクに近づきすぎると認識率は低下。反訳作業でパソコンには音声にあわせて認識結果、編集結果が表示され、「鹿児島ももう消防相撲少し安らぎ」（調整前）、「鹿児島では猛暑も少し安らぎ」（調整後）とはいえず、「テープ起こしの時代から、ものすごく楽になったと聞いている」。反訳作業は当日の会議分はその日に終わらせる。

導入効果としては、年間約200万円の委託料（本会議の反訳）削減のほか、会議1時間当たり6〜8時間だった反訳時間が半減。反訳時間の短縮で時間外勤務が減るなど職員の負担軽減になり、委員会報告作成までの時

間短縮、職員人件費削減の効果があつた。課題・問題点では、25年度から保守委託をしておらず、ソフトのバージョンアップが必要なほか、ICレコーダーからのファイル変換に時間がかかり、会議が重なるなど、反訳作業に取り掛かるまで時間を要する。会議録反訳支援

・マイクシステム機器を執行部に貸し出す取り組みもしている。相星係長は「認識率の問題はあるが、操作性が十分あり、費用対効果で入れてよかった」と締めくくった。

一筋縄でない発言の文章化



山崎氏

「最近、山があるなど、山に魅力を感じる人が

…」村上春樹さんが語るには、国際賞を授賞したときのスピーチで「知事は能力が低いと言われている。3号機についてどう考えますか」。

北海道議会事務局議事課速記室長などを務めた山崎氏は「40年の速記者として出くわした実例」を紹介しながら、一般質問などの音声のテープ起こしから、いかに正しく文字化するかを説いた。

冒頭の三つの文章は「最近、山が、トルなど、山に魅力を感じる人が…」村上春樹さんがカタルニア国際賞を受賞したときのスピーチで「知事は能力が低いと言われている。3号機についてどう考えますか」と、それぞれ修正した上で会議録に収められた。

山崎氏は、会議録作成者側の問題点として①発言の背景にある情報を知らなければ正しく文字化できない②作成者の知ら

ない言葉や事柄はたくさんある―ことを挙げ、発言者側の問題点として①勘違い、記憶違いで事実と違うことを言う②文章のつながり方として不適切な言い回しになる③発言用原稿に書いてある表現が不適切な場合もある―ことなどを指摘した。

会議録に求められる要素として正確性（推敲を複数回重ねる。「おかし」と「気づく」ことが必要。勝手に解釈しない。常に「ほかの言葉の可能性」を考える）、証拠性、記録性、中立性を挙げた。

調査がいかに重要か、「文武両道が校風であるセンダイ高校を訪れ…」という文章を紹介。仙台市立仙台高校、鹿児島県立川内高校、いずれも文武両道が校風で、どちらか調べないといけない。思い込みは禁物で、「いろいろな資料を見たり、発言者に確認したりして、正しいものにたどりつかない

病院協が役員会

天草市で

といけない」と強調した。整文基準（整文処理要領）を議長決裁を取って作成することを勧めた。テープ起こしを業者に委託する際は、会議録原稿（速記反訳原稿）は99・9%以上の正確度を有し、これに満たない場合は返品し、再納品させる」という条項を入れるよう促した。

報告があり、了承した。31年度の社会保障関係予算案において、消費税率引き上げに伴い医療機関が負担する仕入税額相当額について診療報酬改定等に対応するとされたほか、消費税増収分により地域医療構想の実現に向けた地域医療介護総合確保基金を拡充することとされている。

要望結果の詳細は、6月4日開催の第47回定期総会に提出する予定。このほか、立川尚己天草市病院事業部長により、天草市における病院事業の現状や取り組みに関する講演が行われた。



天沼病院協会 会長 (盛岡市)

協議では、平成30年度要望結果の概要について

### 委員会概要

#### 地方財政委員会

地方財政委員会（委員長 岡崎利久宿毛市議会議長）は1月31日、都内で第148回委員会を開催した。

会議冒頭、岡崎委員長は「31年度税制改正で重点的に要望した車体課税関係諸税では、自動車税が恒久減税となり、環境性能割の臨時的軽減が実施されることとなったが、地方の減収分はいずれも代替税財源が確保された。ゴルフ場利用税の堅持もされた」と挨拶。31年度地方財政対策では▽地方の一般財源総額は30年度を0・6兆円上回る62・



挨拶する岡崎委員長

7兆円、地方交付税総額は30年度を0・2兆円上回る16・2兆円が確保された▽地方財源不足が大幅に縮小したことから、臨時財政対策債が抑制され、地方財政の健全化に向けた第一歩となった。などと述べた。

協議では、30年度要望結果を了承。次年度委員会への申し送り事項につ

#### 地方行政委員会

地方行政委員会（委員長 吉本勸曜岩出市議会議長）は2月1日、都内で第152回委員会を開催した。

会議冒頭、吉本委員長は「今後の地方議会のあり方では、地方分権改革の進展に伴い、市議会の役割と責任が高まる一方、人口減少と高齢化が加速し、議員のなり手不足が小規模市などで重大問題となりつつある。女性や若者を含め、多様で有為

いは、引き続き要望する必要がある事項を原案の通り申し送ることとした。

講師で招いた山本倫彦総務省自治税務局企画課税務企画官が、31年度地方税制改正での▽地方法人課税の新たな偏在是正措置▽車体課税の大幅見直し▽ふるさと納税制度の見直し▽森林環境税・



挨拶する吉本委員長

護与税（仮称）の創設などに関し説明。大沢博同省自治財政局財政課長が、31年度地方財政対策での▽地方団体の基金▽財政健全化目標▽新しい経済政策パッケージなどを説明した。

委員会には森山享大副会長（桐生市議会議長）がオブザーバーで出席した。

方式により、地方から多くの積極的な提案があり、30年末には約9割が実現・対応できるとされた。などと述べた。

協議では、30年度要望結果を了承。次年度委員会への申し送り事項については、引き続き要望する必要がある事項を原案の通り申し送ることとした。

講師で招いた加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長が、地方分権改革・提案募集方式の取り組みについて、提案募集方

### 通常国会が開会

第198回国会（常会）が1月28日に開会した。会期は6月26日までの150日間で、31年度予算案などを審議。30年度第2次補正予算は7日成立した。

安倍晋三内閣総理大臣は、施政方針演説で地方創生、国土強靱化などに

ついて触れた。地方創生では、「地域おこし協力隊を順次8000人規模へ拡大し、地方への人の流れを加速する」と発言。国土強靱化では、「7兆円を投じ、異次元の対策を講じる。ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱化を進める」と述べた。

アンテナショップは平成4年度の2店から30年度は58店に増加し、売上額年間10億円以上の店舗やレストランや宿泊を兼ねた店舗等高級化・多様化が進んでおり、外国人訪問客も増加している。などと述べた。

#### 新庁舎落成

▽伊賀市（三重県）  
〒518-8501 伊賀市四十九町3184  
電話番号、ファクス番号は変更なし

30年11月から31年1月に可決した意見書・決議

件名	意見書	決議
○認知症施策の推進	107	—
○義援金差押禁止法の恒久化	57	—
○無戸籍問題の解消	49	—
○Society5.0時代に向けた学校教育環境の整備	31	—
○幼児教育・保育の無償化	17	—
○被災者生活再建支援制度の拡充	17	—
○防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保など	17	—
○白タク行為へのさらなる対策強化	16	—
○介護労働者の労働環境および処遇の改善	13	—
○安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善	13	—
○私学助成の拡充	13	—
○主要農作物種子法の復活	13	—
【小計】	363	—
○その他	319	33
【総合計】	682	33

※件名は代表的なもので、同内容のものも含めている  
※意見書・決議の件数が多い順に掲載

# 議会トピックス

## 認知症施策の 基本法・支援体制を 意見書・決議 30年11月～31年1月

### 認知症施策の推進

30年11月から31年1月に全国の市議会でも可決した意見書・決議のうち、本会に報告にあった件数を取りまとめた。件数の多い順に内容を紹介する。

意見書・決議で最多だったものが「認知症施策の推進」で107件。ほとんどが前文で、認知症の人が2015年に推計で約525万人であったが、25年には推計で700万人を突破すると見込まれていることで、認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができる社会の実現を目指す

ことが重要としている。その上で①国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法の制定②認知症診断後、本人が必要とする支援や情報につながるよう、認知症のガイドブック作成などによる支援体制の構築③若年性認知症の支援では、若年性認知症支援コーディネーターに対する研修など支援体制の整備や本人の状況に応じた就労継続、社会参加ができる環境の整備④認知症の全国規模の疫

### 義援金差押禁止法の恒久化

学調査と疾患登録に基づくビッグデータを活用した有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応⑤次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発と、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究の推進—を求めている。

「義援金差押禁止法の恒久化」は57件。ほとんどが、災害が起るたびに個々に対応する時限立法である「義援金差押禁止法」について、災害が頻発化する中、国会閉会中にも常に対応ができるよう、恒久法としての早期立法化を求めている。

### 無戸籍問題の解消

「無戸籍問題の解消」は49件。ほとんどが①無戸籍状態でも、一定の要件のもとで各種行政サー

ビス等を受けることができること、関係機関の理解促進と適切な対応の周知徹底②嫡出否認の手續きに関する提訴権者の拡大や、出訴期間の延長など、新たな無戸籍者を生み出さないための民法改正の検討③強制認知調停の申し立て受け付けなどの際、家庭裁判所での不適切な指導がないよう、是正や関連する法務省、裁判所のホームページの記載、申立書の書式の改定—などを求めている。

※「本会に報告のあった件数」とは、各市区議会から本会ホームページのメンバーのページのオンライン調査・回答システムに入力されたもののほか、郵送などで受け付けたもの。各市区議会から本会ホームページのオンライン調査・回答システムに入力された意見書・決議(平成16年以降のもの)は、メンバーのページから検索し、閲覧できる。

### Society5.0時代に 向けた学校教育環境の整備

「Society5.0時代に  
向けた学校教育環境の整備」は31件。全ての地方財政措置が、自治体でICT環境整備に向けられるよう周知徹底、より使い勝手の良い制度にするなど一層の拡充②教員や児童生徒のICT利活用を援助する役割がある「ICT支援員」の

「Society5.0時代に  
向けた学校教育環境の整備」は31件。全ての地方財政措置が、自治体でICT環境整備に向けられるよう周知徹底、より使い勝手の良い制度にするなど一層の拡充②教員や児童生徒のICT利活用を援助する役割がある「ICT支援員」の

「Society5.0」  
仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。10・0・4・0の狩猟・農耕・工業・情報社会に続く、新たな社会を指す。